

自転車用ヘルメット購入費補助金交付事業 ～自転車の安全利用のための新たな補助制度を創設します～

1 目的

自転車乗用中の交通事故死者の多くは、主に頭部の損傷が原因で亡くなっています。

事故による衝撃から頭部を保護するためのヘルメットの正しい着用は、人的被害の重大化防止に非常に有効と言えます。

当市は「春日井市自転車の安全な利用の推進に関する条例」を令和2年4月1日に施行し、自転車の事故防止に努めており、また、愛知県においても自転車用ヘルメットの着用を盛り込んだ安全利用に係る条例制定の動きがあります。

そこで、自転車の安全利用をより一層推進するため、自転車乗用中の事故時の負傷の程度を軽減するとともに、安全運転意識の向上を図ることを目的とした、自転車用ヘルメットの購入と着用を促進するための新たな補助事業を創設します。

2 制度概要

補助対象ヘルメット

- ・市内に住所を有する児童生徒等(7歳から18歳まで)又は高齢者(65歳以上)が使用するもの
- ・主な安全基準を満たした新品で、かつ市内の販売店で購入したもの
- ・令和3年4月1日以降に購入したもの

補助金額：ヘルメットの購入に要する費用の2分の1の額で上限2,000円まで

開始日：令和3年4月1日(木)から申請受付開始



3 予算額

3,000千円

1,500人分の購入に必要な費用

4 その他

要綱制定(3月中)

主な基準適合マーク

